

前 金	部 分 払
有	--- 回

令和 6 年 度
下 工 公 補 第 1 - 1 号

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場 実施設計(基本・詳細)業務委託設計書

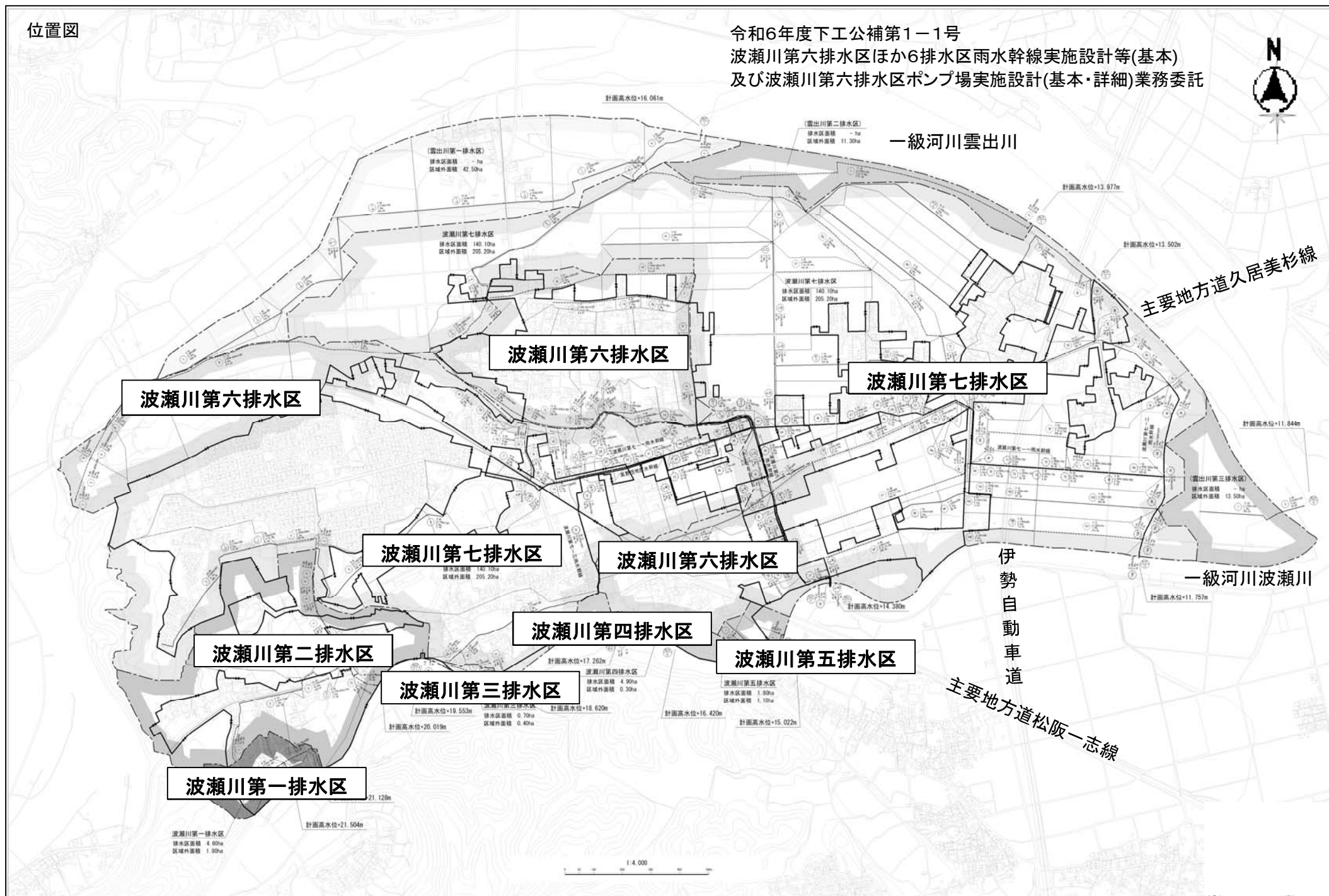
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
上下水道事業局下水道工務課

令和6年度		下工公補 第1-1号		業 務 委 託 設 計 書	
業 務 場 所		津市一志町八太ほか6町地内		局長	
				担当参事(兼)課長	
委 託 名		波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託		検 算 者	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設 計 者	
履 行 期 間		令和7年3月21日限り			
長	---	巾	---		
業 務 の 大 要					
管路施設実施設計 基本設計 分流式(雨水) 220.20 ha ポンプ場施設実施設計 基本設計 分流式(雨水) 5.85 m3/sec 詳細設計 分流式(雨水) 5.85 m3/sec					

位置図

令和6年度下工公補第1-1号
波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)
及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	測量業務		
					項 目	応用測量		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
応用測量				式		1		
路線測量				式		1		
路線測量				式		1		
作業計画				業務		1		
縦断測量			耕地 平地	km		0.2		
横断測量			耕地 平地	km		0.2		
直接測量費				式		1		
間接測量費				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	測量業務		
					項 目	間接測量費		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
諸経費				式		1		
測量業務価格				式		1		
一般調査				式		1		
直接調査費				式		1		
機械ボーリング				式		1		
土質ボーリング(1)（ノンコアボーリング）			地質粘性土・シルト; せん孔深度50m以下 [1.00] ; せん孔方向鉛直下方 [1.00] ; 孔径φ116mm	m		0.5		
土質ボーリング(2)（ノンコアボーリング）			地質砂・砂質土; せん孔深度50m以下 [1.00] ; せん孔方向鉛直下方 [1.00] ; 孔径φ116mm	m		4		
土質ボーリング(3)（ノンコアボーリング）			地質礫混じり土砂; せん孔深度50m以下 [1.00] ; せん孔方向鉛直下方 [1.00] ; 孔径φ116mm	m		13.5		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
サンプリング		式		1		
ロータリー式三重管サンプラー		本		1		
サウンディング及び原位置試験		式		1		
標準貫入試験(1)	粘性土・シルト	回		1		
標準貫入試験(2)	砂・砂質土	回		4		
標準貫入試験(3)	礫混じり土砂	回		14		
孔内載荷試験	普通載荷	回		1		
現場透水試験	ケーシング法	回		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 6 年度下工公補第 1 － 1 号 波瀬川第六排水区ほか 6 排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
室内土質試験		式		1		
総合解析		式		1		
解析等調査		式		1		
間接調査費		式		1		
運搬費		式		1		
運搬費		式		1		
準備費		式		1		
準備及び跡片付け		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
調査孔閉塞		式		1		
仮設費		式		1		
足場仮設		式		1		
安全費		式		1		
環境保全（仮囲い）		式		1		
純調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	一般地質調査業務
					項 目	一般調査業務価格
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般調査業務価格		式		1		
解析等調査		式		1		
直接業務費		式		1		
解析等調査		式		1		
解析等調査		式		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	解析等地質調査業務
					項 目	一般管理費等
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
解析等調査業務価格		式		1		
下水道施設設計業務委託		式		1		
管路施設		式		1		
管路施設実施設計(基本設計)		式		1		
管路施設実施設計(基本設計)	分流式(雨水のみ)	式		1		
ポンプ場		式		1		
ポンプ場実施設計(基本設計)		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 6 年度下工公補第 1 － 1 号 波瀬川第六排水区ほか 6 排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	下水道設計業務
					項 目	下水道施設設計業務委託
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
ポンプ場実施設計(基本設計)		式		1		
ポンプ場実施設計（詳細設計）		式		1		
ポンプ場実施設計(詳細設計)		式		1		
ポンプ場実施設計：設計協議		式		1		
設計協議（基本設計及び詳細設計）		式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬	当初	業 種	下水道設計業務
					項 目	直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費		式		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
設計業務価格		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度下工公補第1－1号 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬			当初	業 種	業務委託料
							項 目	業務費計
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
業務費計				式		1		

令和6年度 下工公補第1－1号

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

数量総括表

レベル1	:	応用測量
レベル1	:	一般調査
レベル1	:	解析等調査
レベル1	:	管路施設
レベル1	:	ポンプ場

設計数量集計表

下水道設計

・下水道施設設計 基本設計

分流式(雨水のみ)

A= 220.20 ha

処理区	区分	排水区名	基本設計 対象面積(ha)	備考
中勢沿岸流域関連津市特定環境保全公共下水道(松阪処理区)	雨水のみ	波瀬川第一排水区	4.60	---
		波瀬川第二排水区	21.10	---
		波瀬川第三排水区	0.70	---
		波瀬川第四排水区	4.90	---
		波瀬川第五排水区	1.80	---
		波瀬川第六排水区	47.00	---
		波瀬川第七排水区	140.10	---
管路施設実施設計(基本設計)業務 合計	---	---	220.20	---

・下水道施設設計 基本設計

ポンプ場実施設計(ポンプ場)

N= 1.0 式

処理区	区分	排水区名	基本設計 設計対象水量(m3/sec)	備考
中勢沿岸流域関連津市特定環境保全公共下水道(松阪処理区)	雨水のみ	波瀬川第六排水区	5.85	---
ポンプ場実施設計(基本設計)業務 合計		---	5.85	---

・下水道施設設計 詳細設計

ポンプ場実施設計(ポンプ場)

N= 1.0 式

処理区	区分	排水区名	詳細設計 設計対象水量(m3/sec)	備考
中勢沿岸流域関連津市特定環境保全公共下水道(松阪処理区)	雨水のみ	波瀬川第六排水区	5.85	---
ポンプ場実施設計(詳細設計)業務 合計		---	5.85	---

地質調査数量集計表

項目			単位	Bor:1					合計
機械ボーリング	φ 66(mm)	粘性土・シルト	m	---					---
		砂・砂質土	m	---					---
		礫混じり土砂	m	---					---
		玉石混じり土砂	m	---					---
		固結シルト・固結粘土	m	---					---
	φ 86(mm)	粘性土・シルト	m	---					---
		砂・砂質土	m	---					---
		礫混じり土砂	m	---					---
		玉石混じり土砂	m	---					---
		固結シルト・固結粘土	m	---					---
	φ 116(mm)	粘性土・シルト	m	0.50					0.50
		砂・砂質土	m	4.00					4.00
		礫混じり土砂	m	13.50					13.50
		玉石混じり土砂	m	---					---
固結シルト・固結粘土		m	---					---	
合計		m	18.00					18.00	
サウンディング 置試験 及び 原位	貫入標準試験	粘性土・シルト	回	1.00					1.00
		砂・砂質土	回	4.00					4.00
		礫混じり土砂	回	14.00					14.00
		玉石混じり土砂	回	---					---
		固結シルト・固結粘土	回	---					---
	合計		回	19.00					19.00
	現場透水試験	ケーシング法(GL-10m以内)	回	1.00					1.00
	サンプリング	シンウォール	本	---					---
		トリプル	本	1.00					1.00
孔内載荷試験	普通載荷(2.5MN/m2以下)	回	1.00					1.00	
室内土質試験	土粒子の密度試験(1試料につき3個)		試料	3.00					3.00
	土の含水比試験(1試料につき3個)		試料	3.00					3.00
	土の粒度試験(沈降分析)		試料	3.00					3.00
	土の粒度試験(ふるい分析)(試料0.5kg以下)		試料	3.00					3.00
	土の液性限界試験(1試料につき6点)		試料	1.00					1.00
	土の塑性限界試験(1試料につき3個)		試料	1.00					1.00
	一軸圧縮試験(1試料につき2供試体)		試料	1.00					1.00
	三軸圧縮試験(CD試験)(1試料につき3供試体)		試料	1.00					1.00

設計業務内容内訳

管路実施設計業務(基本設計)

対象面積 A= 220.20 ha

分流式(雨水のみ)

(50ha当り)(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
調査	資料収集	-	-					-
	現地踏査	-	-				-	-
	地下埋設物調査	-	-					
	公私道調査	-	-	-	-			-
設計計画		-						-
流量断面計測		-	-	-	-	-	-	-
概略工法検討		-	-	-	-	-	-	-
図面作成		-	-	-	-	-	-	-
照査		-	-	-	-	-	-	-
計		-						
補正	対象面積	220.20						
	率							
計(補正後1式当り)		-						

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 5.85 m3/sec

ポンプ場実施設計(基本設計)

(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
基本条件の確認							-
維持管理基本構想の検討							-
配置計画の検討							
施設設計	-	-					
水位関係の検討	-	-					
施工方式比較検討	-	-					
基本設計図書作成	-	-					
照査	-			-	-	-	-
計							
補正	設計対象水量の補正	5.85					
	率						
計(補正後1式当り)							

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 5.850 m³/sec

ポンプ場実施設計(詳細設計): 流入きよ

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	-			-	-	-	-
	仮設設計	-	-				-	-
	計算	構造 機能	-	-				
			-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-					
	数量計算	-	-	-				
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-						
建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造 機能	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
機械設計	設計計画	-		-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造 機能	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-				
	数量計算	-	-	-	-			-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-		-				
電気設計	設計計画	-	-		-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造 機能	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-			
	数量計算	-	-	-	-			-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-		-			
計		-						
補正	設計対象水量の補正率	5.850						
	計(補正後1式当り)	-						

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 5.850 m3/sec
(単位:人)

ポンプ場実施設計(詳細設計):ポンプ室

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画						-	-
	仮設設計	-	-					
	計算	構造	-	-				
		機能	-	-	-		-	-
	設計図作成	-	-					
	数量計算	-	-					
	照査	-			-	-	-	-
小計								
補正	杭基礎	杭基礎 1.050						
	率							
小計(補正後1式当り)								

建築設計	設計計画						-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-				
		機能	-	-				
	設計図作成	-	-					
	数量計算	-	-					
	照査	-			-	-	-	-
小計								

機械設計	設計計画						-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-				
	設計図作成	-	-					
	数量計算	-	-					
	照査	-						
小計								

電気設計	設計計画						-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-				
	設計図作成	-	-					
	数量計算	-	-					
	照査	-			-	-	-	-
小計								

計								
補正	設計対象水量の補正	5.850						
	率							
計(補正後1式当り)								

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 5.850 m3/sec

ポンプ場実施設計(詳細設計): 流出きょ

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
機械設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
電気設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-	-
補正	設計対象水量の補正率	5.850						
	計(補正後1式当り)	-	-	-	-	-	-	-

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 5.850 m3/sec

ポンプ場実施設計(詳細設計): 吐口

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
機械設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
電気設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-	-
補正	設計対象水量の補正	5.850						
	率							
計(補正後1式当り)		-	-	-	-	-	-	-

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

基本	3.00	回
詳細	3.00	回
河川管理者	3.00	回
合計	9.00	回

設計協議(1)(基本設計及び詳細設計)

(1.0式当り)(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
初回	-	-			-	-	-
最終打合せ	-	-			-	-	-
小計(1)(1回当り)	-	-			-	-	-
中間打合せ	-	-				-	-
打合せ回数	9.000						
小計(2)(1回当り)	-	-				-	-
計(小計(1)+小計(2))	-	-				-	-

土木=1人

基本	1.00	回
詳細	1.00	回
合計	2.00	回

設計協議(2)(基本設計及び詳細設計)

(1.0式当り)(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
初回	-	-	-		-	-	-
最終打合せ	-	-	-		-	-	-
小計(1)(1回当り)	-	-	-		-	-	-
中間打合せ	-	-	-			-	-
打合せ回数	2.000						
小計(2)(1回当り)	-	-	-			-	-
計(小計(1)+小計(2))	-	-	-			-	-

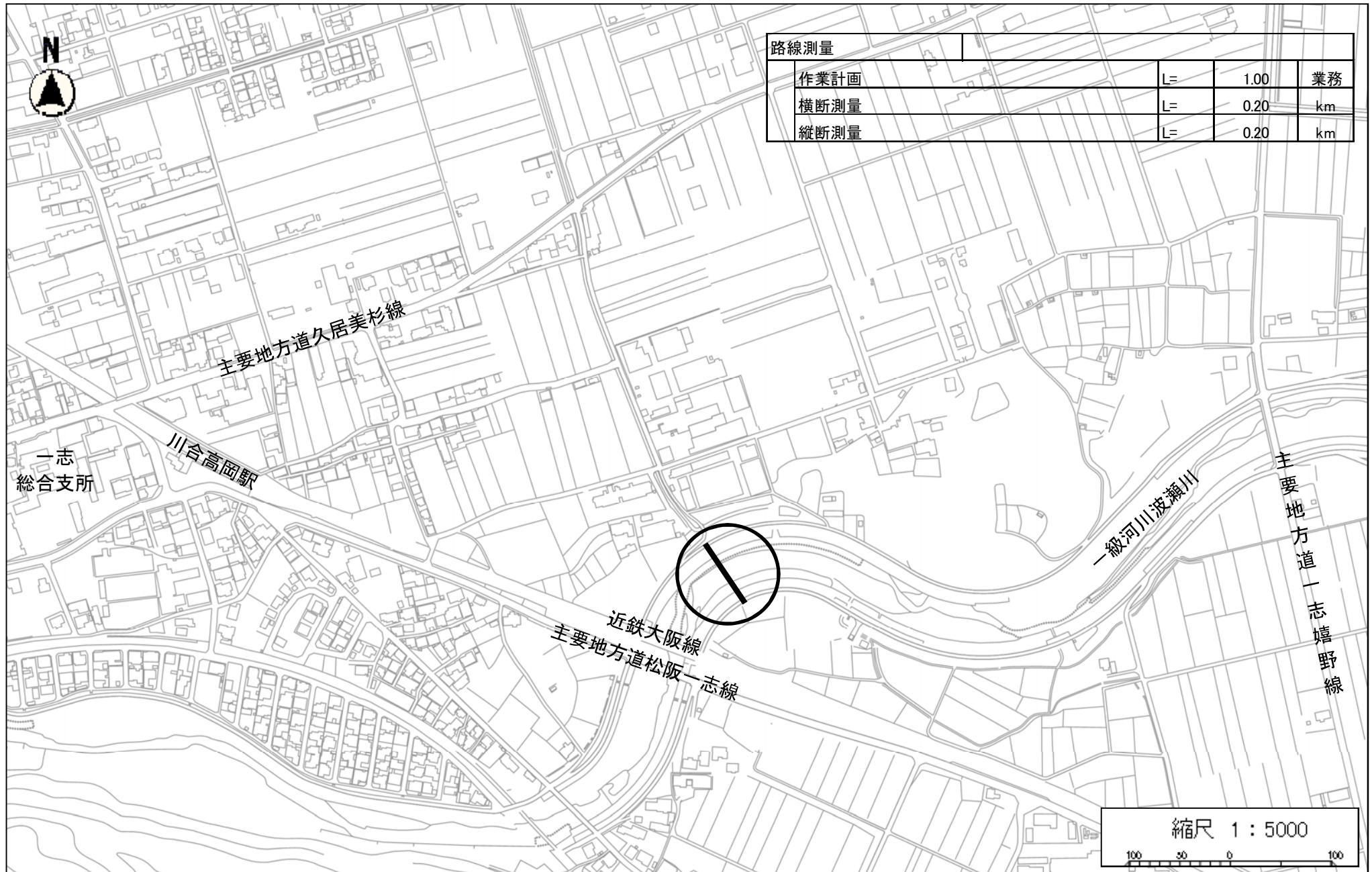
建築、機械、電気=3人

令和6年度下工公補第1－1号

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)

及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

平面図(応用測量)



令和6年度下工公補第1-1号
波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)
及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

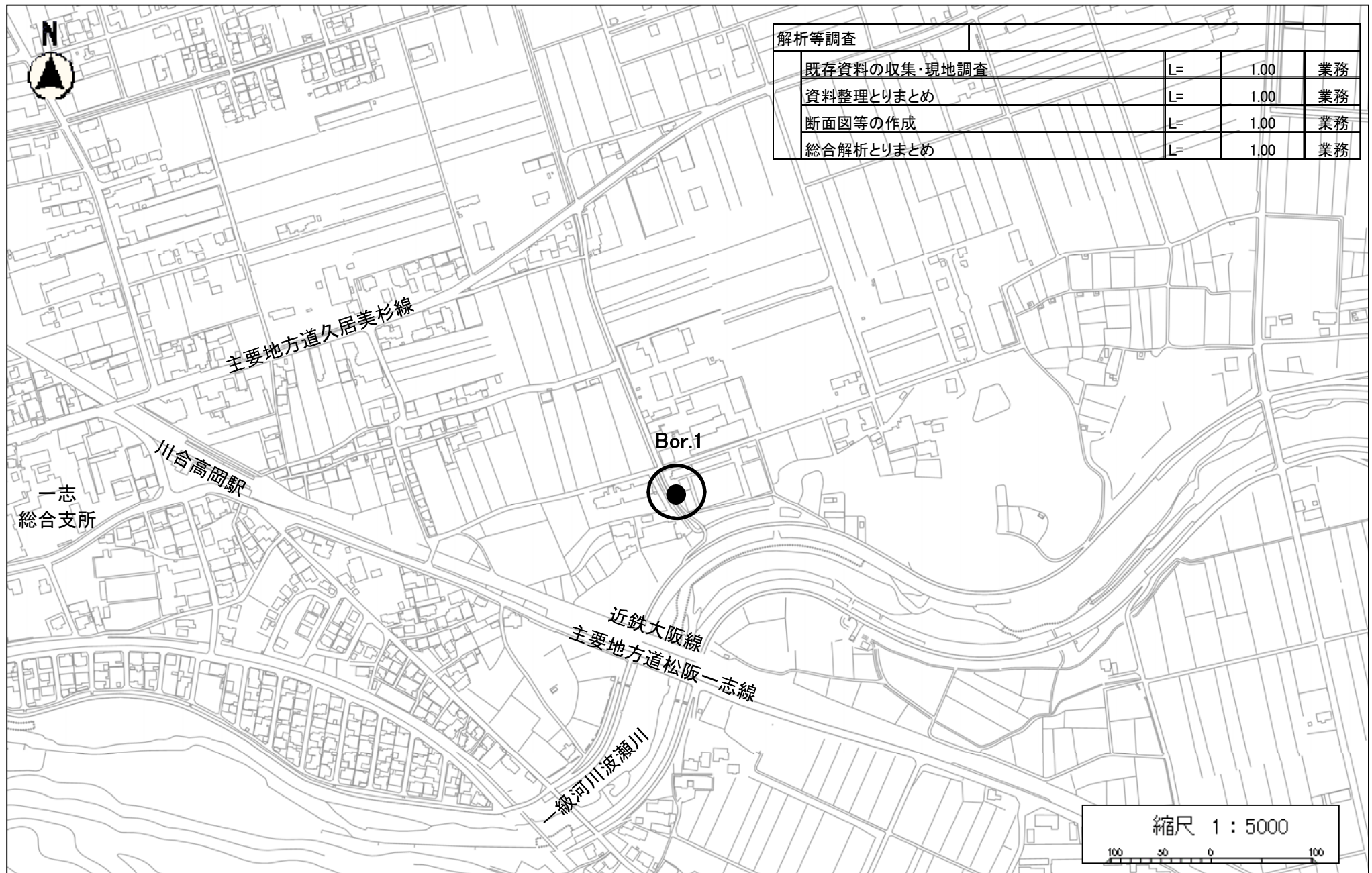
平面図(一般調査)



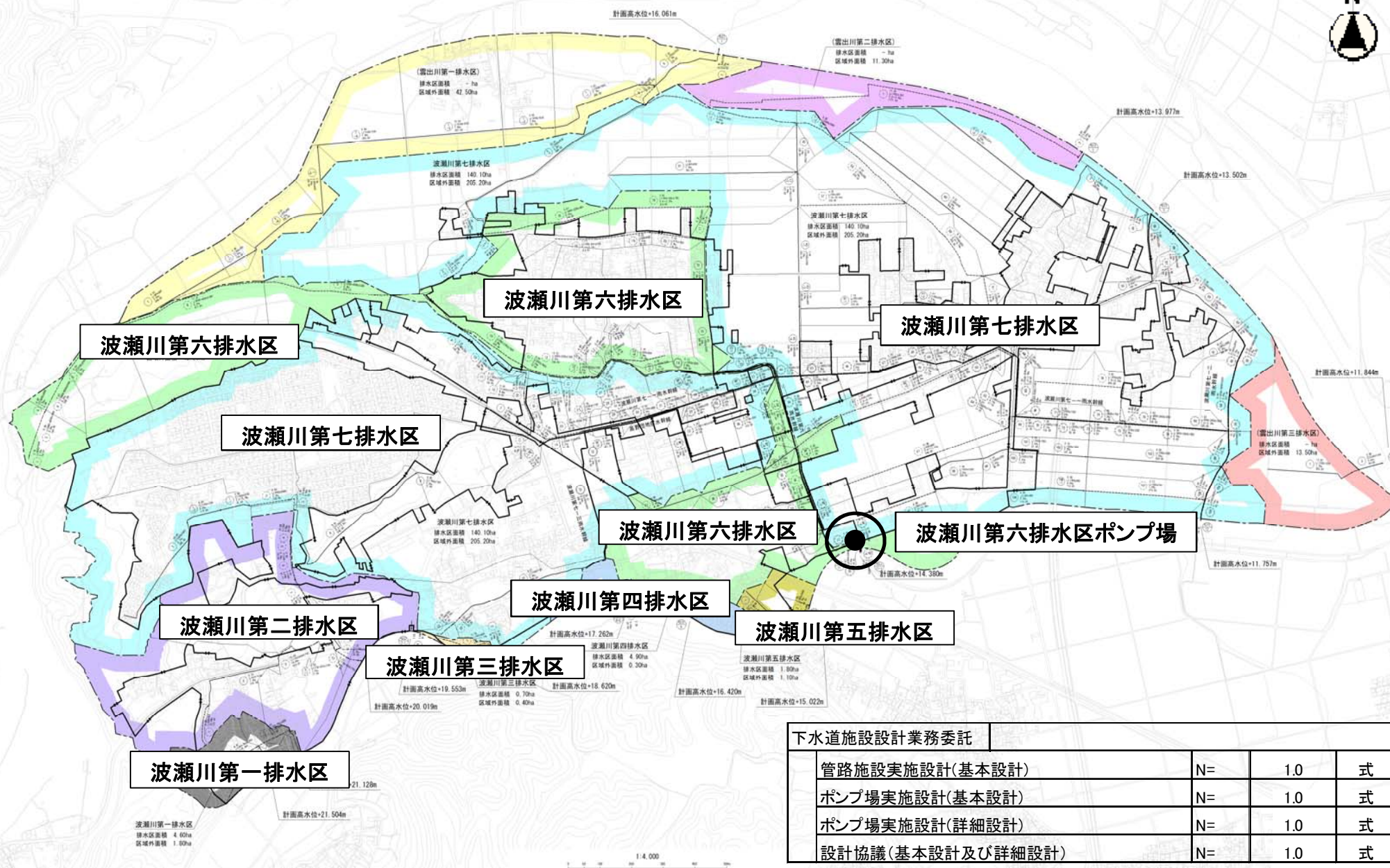
機械ボーリング					
土質ボーリング(1)	粘性土、シルト	φ 116mm	L=	0.50	m
土質ボーリング(2)	砂・砂質土	φ 116mm	L=	4.00	m
土質ボーリング(3)	礫混じり土砂	φ 116mm	L=	13.50	m
サンプリング					
ローリ-式三重管サンプラー			N=	1.00	本
サウンディング及び原位置試験					
標準貫入試験(1)	粘性土、シルト		N=	1.00	回
標準貫入試験(2)	砂・砂質土		N=	4.00	回
標準貫入試験(3)	礫混じり土砂		N=	14.00	回
孔内載荷試験	普通載荷(2.5MN/m2以下)		N=	1.00	回
現場透水試験	ケーシング法(GL-10m以内)		N=	1.00	回
室内土質試験					
土粒子の密度試験(1試料につき3個)			N=	3.00	試料
土の含水比試験(1試料につき3個)			N=	3.00	試料
土の粒度試験(沈降分析)			N=	3.00	試料
土の粒度試験(ふるい分析)(試料0.5kg以下)			N=	3.00	試料
土の液性限界試験(1試料につき6点)			N=	1.00	試料
土の塑性限界試験(1試料につき3個)			N=	1.00	試料
一軸圧縮試験(1試料につき2供試体)			N=	1.00	試料
三軸圧縮試験(CD試験)(1試料につき3供試体)			N=	1.00	試料
総合解析					
資料整理とりまとめ			N=	1.00	業務
断面図等の作成			N=	1.00	業務
間接調査費					
運搬費	資機材運搬		N=	1.00	式
準備費	準備及び跡片付け		N=	1.00	業務
準備費	調査孔閉塞		N=	1.00	箇所
仮設費	足場仮設(平坦地足場0.3m以下)		N=	1.00	箇所
安全費	環境保全(仮囲い)		N=	1.00	箇所

令和6年度下工公補第1－1号
 波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)
 及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

平面図(解析等調査)



令和6年度下工公補第1-1号
波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)
及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託



波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託 管路施設実施設計業務(基本設計)一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行なわなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手および完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理・照査技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者および技術者

(1)受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3)受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、完成予定日の1ヶ月前には監督員の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において、将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、瓦斯、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図ならび土地台帳により調査確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.3 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土地調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(基本設計)

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

(1)位置図

位置図(S=1/100,000～1/30,000)は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。。

第5章 提出図書

5.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

5.2 実施設計関係提出図書(基本設計)

- (1)位置図 1/10,000～1/30,000 原図一式・白焼き 3部
- (2)打合せ議事録 --- A4 3部
- (3)その他参考資料(地下埋設物資料他) --- 原稿一式
金文字製本とする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠(最新版)して行うものとする。

- (1)発注者の下水道構造標準図
- (2)発注者の下水道設計基準
- (3)発注者の道路埋設標準定規
- (4)下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (5)下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (6)小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (7)下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- (8)下水道施設の耐震対策指針の解説(日本下水道協会)
- (9)下水道施設耐震計算例-管路施設編(日本下水道協会)
- (10)下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (11)管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)
- (12)下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (13)水理公式集(土木学会)
- (14)コンクリート標準示方書(土木学会)

- (15) トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17) トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18) 道路技術基準通達案(国土交通省)
- (19) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (20) 道路土工-仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (21) 道路土工-擁壁工指針(日本道路協会)
- (22) 道路土工-カルバート工指針(日本道路協会)
- (23) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (24) 道路橋示方書・同解説
- (25) 水門鉄管技術基準(電力土木技術協会)
- (26) 改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説(日本河川協会)
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)

7.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

業務は、下記に掲げる図書に準拠(最新版)して行うものとする。

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託 管路施設実施設計業務(基本設計)特記仕様書

第1章 総 則

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「管路施設実施設計業務(基本設計)一般仕様書」、の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 名称 令和6年度下工公補第1-1号波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

(2) 位置 波瀬川第一排水区、波瀬川第二排水区、波瀬川第三排水区、波瀬川第四排水区、波瀬川第五排水区、波瀬川第六排水区、波瀬川第七排水区

(3) 排水面積 波瀬川第一排水区 4.60ha、波瀬川第二排水区 21.10ha、波瀬川第三排水区 0.70ha、波瀬川第四排水区 4.90ha、波瀬川第五排水区 1.80ha、波瀬川第六排水区 47.00ha、波瀬川第七排水区 140.10ha 合計 220.20ha

(4) 設計条件項目

設計条件項目表

項目	設計条件
工期	令和7年3月21日限り
場所	津市 一志町八太ほか6町 地内
管径・工法及び延長	---
特殊構造物	無
報告書作成	有
設計協議	ポンプ場(基本・詳細)設計に含む
施工方法等の比較検討	無
耐震計算(応答変位法)	無
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
計画工区数	無

その他補正	無
-------	---

(5) 標準業務内容

管路実施設計業務(基本設計)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 調査		施設・区画割平面図、流量表、幹線縦断図、既計画の調査資料、土地資料及びその他必要な資料の収集及び整理
1-1 資料収集		
1-2 現地踏査	地域特性の把握	土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等の調査
1-3 地下埋設物調査	台帳調査	下水道、上水道、瓦斯、電気、電話等の形状寸法・位置・深さ等の台帳調査
1-4 公図調査	台帳調査	公道、私道の調査
2. 水準測量	(別途計上)	道路交点・低地部、水路底、地盤変化点の測量
3. 設計計画		設計方針、管路の平面、縦断計画、交差計画等
4. 流量断面計算	枝線断面の算定	枝線各点の断面算定
5. 概略工法検討	主工法の検討	幹線・準幹線及びその他必要な路線の管路布設工法(開削・推進・シールド)の検討
6. 図面作成		区画割施設平面図、縦断図、地下埋設物調査図、公私道調査図
7. 照査		基本条件の内容確認、設計計画の妥当性、比較検討の方法及びその内容、各種計算書の適切性、各種計算書と設計図の整合性
8. 報告書作成(詳細設計に含む)		まとめ、概要書(位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等)作成
9. 設計協議	発注者との設計協議	設計内容の協議

第2章 特記事項

1. 業務報告

毎月、業務の進捗状況を監督員に書面にて、報告すること。

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託 ポンプ場実施設計業務(基本設計・詳細設計)一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行なわなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手および完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理・照査技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等 (チ) 建築士法(昭和25年法律第202号)一級建築士資格書の写し

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者および技術者

(1)受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、技術士（総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)）又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3)受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(4)建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規定により、資格を有する施設の業務を行う場合、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)一級建築士の資格を有するものとし、必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。また、計画通知に伴う事前協議、提出時には同席すること。

※(1)～(4)の技術者及び資格者は着手届に資格証の写し及び雇用関係のわかる書類を添付すること。(建築にかかる業務(配置技術者)については、再委託は認めない。)

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、完成予定日の 1 ヶ月前には監督員の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第 2 章 設計一般

2.1 一般的事項

(1)業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2)設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1)地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2)地質

地質調査資料と現地との関係

(3)関連管きょの位置、形状、管底高

(4)吐口の予定位置

(5)放流先の状況

(6)その他設計に必要な事項

2.8 実施設計(基本設計)と実施設計(詳細設計)

(1)業務の内容は実施設計(基本設計)と実施設計(詳細設計)に分ける。

(2)実施設計(基本設計)とは、実施設計(詳細設計)を行うに当り、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的效果等の基本的事項の確認及び検討をいう。

(3)実施設計(詳細設計)とは、実施設計(基本設計)に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計(詳細設計)図書等という。〕の作成業務をいう。

第3章 実施設計(基本設計)

3.1 実施設計(基本設計)図書の作成に関する作業

実施設計(基本設計)業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計(基本設計)図書として、まとめなければならない。

(1)実施設計(基本設計)を実施する上で検討又は確認する事項

実施設計(基本設計)業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(イ)基本条件の確認

①行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

②上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

③処理区域・排水区域

地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等

④下水道全体計画

計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等

⑤ポンプ場計画

流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等

(ロ)処理方式・フローシートの検討

処理方式・フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めること。

①流入下水の水質、水量及び水温

②放流水域の水質の許容限度

③放流水域の現在及び将来の利用状況

④処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易

⑤施設の初期段階における最適処理方法についての検討

⑥法律等に基づく規制

(ハ)維持管理基本構想の検討

①管理制御方式の検討

ポンプ場、処理場内の管理制御方式、他ポンプ場、処理場相互の管理制御方式の検討を行うこと。

②維持管理体制の検討

標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

(ニ)配置計画の検討

①配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。

②配管、配線計画の検討

①の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。

③施設計画等の検討

平面計画・立面計画(機器の配置)、管廊計画(配管、ケーブル等の収容)、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

(ホ)施設設計

①容量計算

設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。

②形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。

③主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討

④環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討すること。

(ヘ)水位関係の検討

①ポンプ揚程

放流先水位、揚水ポンプ等の比較検討

②水理計算

③計画地盤高と施設レベル

(ト)施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うこと。

(2) 基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする実施設計（基本設計）図書を作成すること。実施設計（基本設計）図は次に示す内容とし、縮尺 1/100～1/200 を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによつては不都合な場合は、発注者との協議による。

(イ) 事業計画の検討

① ポンプ場の概算事業費の算出

② ポンプ場の建設事業計画の検討

(ロ) 基本設計図

① 土木関係

a) 一般平面図

b) 水位関係図

c) 構造図

1) 平面図

2) 縦断面図

d) 場内各種排水平面系統図

e) 場内整備平面計画図(場内道路、門、さく、塀、場内造成等)

② 建築関係

a) 意匠図

1) 各階平面図

2) 立面図

3) 断面図

4) 求積図表(概算値)

b) 建築機械設備

1) 概略系統図(衛生、換気、空調)

2) 主要機器配置図

c) 建築電気設備

1) 概略系統図(照明・動力幹線、火報、電話、放送、時計等)

2 主要機器配置図(盤類)

d) 全体鳥瞰図(カラー仕上)

③ 機械関係

a) 基本フローシート

水処理、汚泥処理、用水、空気、ガス、油等

b) 機器配置計画図(主要機器)

1) 全体配置平面図

2 施設毎配置平面図

3 施設毎配置断面図

c) 主要配管系統図(ルート及びスペース)

④ 電気関係

a) 構内一般平面図

b) 主要配電系路図(ルート及びスペース)

c) 単線結線図(受電～低圧主幹)

d) 主要機器配置平面図(主として中央管理室、電気室、自家発電機室)

e) 計装設備図(主要計測及び操作フローシート)

(3) 実施設計(基本設計)図書(確認及び検討書、図面等)の作成

実施設計(基本設計)図書(確認書、検討書及び図面等)は、「(1)実施設計(基本設計)を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「(2)基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(イ) 共通事項

① 基本条件確認書

② 処理方式検討書

③ 維持管理方式検討書

④ 資源有効利用計画検討書(汚泥、再生水、熱、建設副産物等)

⑤ 環境対策検討書

a)換気，脱臭計画

b)防音，防振計画

c)脱硫，排煙処理計画

d)高圧ガス等の防護計画

e)場内整備計画

⑥構内水利用計画検討書

⑦事業計画の検討書

(ロ)土木関係

①施設配置計画，水位関係の検討，容量計算，水理計算書

②基礎支持形式の比較検討書

③仮設計画検討書

(ハ)建築関係

①平面計画検討書

②特殊構造の検討書

③建築設備計画検討書

(ニ)機械関係

①主要機器構成計画（基本フローを含む。）

②設備容量計画

③水利用計画

④油類利用計画

⑤主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）

⑥主要機器重量表

(ホ)電気関係

①使用電力需要計画

②受変電及び負荷設備計画

③自家発電設備計画

④制御電源設備計画

- ⑤監視制御設備計画
- ⑥計装設備計画
- ⑦主要機器構成計画
- ⑧主要機器重量表

第4章 実施設計(詳細設計)

4.1 実施設計(詳細設図書)の作成に関する作業

実施設計(詳細設計)業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計(詳細設計)図書としてまとめなければならない。

(1) 実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

実施設計(詳細設計)業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は、実施設計(詳細設計)業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する実施設計(基本設計)の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 実施設計(詳細設計)業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は発注者が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された実施設計(基本設計)図書のうち実施設計(詳細設計)で利用できるものは、再使用を妨げない。

(イ) 土木関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書
- ③仮設計算書
- ④水理計算書
- ⑤容量計算書

(ロ) 建築関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書

③仮設計算書

④設備設計計算書

(ハ)機械関係

①設備容量計算書

能力、台数、出力等

②機器リスト表

③特殊設備の安全性・安定性に対する検討書

④主要機種重量表および建築荷重設定表

(ニ)電気関係

①設備容量計算書

能力、台数、出力等

②運転操作概要書

③主要機器重量表および建築荷重設定表

(3)詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ)土木関係

①一般平面図

②水位関係図

③構 造 図

a) 平 面 図

b) 縦横断面図

c) 杭配置図

④詳 細 図

設備(機械, 電気)との取合図及び箱抜き図

⑤配筋図(鉄筋加工図は数量計算書に記入)

⑥場内管渠配管図(平面図、縦横断面図)

⑦場内排水管、マンホール、ます構造図

⑧場内道路、門、さく、堀、場内整備図等

⑨工事特記仕様書

(ロ)建築関係

①建築意匠図…………案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具、工事特記仕様書、箱抜き図

②建築構造図…………伏図、軸組図、断面リスト ラーメン図、配筋詳細図

③建築機械設備図

系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図

④建築電気設備図

電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等

a)系 統 図

b)各階配線平面図

⑤主要建物(沈砂池・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機室)の透視図(カラー仕上)

(ハ)機械関係

①フローシート(全体及び施設又は設備ごと)

②全体配置平面図

③配置平面図(施設ごと)

④配置断面図(施設ごと)

⑤配管全体図

⑥水位関係図、箱抜き参考図(土木に準ずる)

⑦工事特記仕様書

(ニ)電気関係

①構内一般平面図

②単線結線図

③主要機器外形(参考寸法)図

④機能概略説明図(計装フローシート、監視制御システム系統図)

⑤主要配線、配管系統図

⑥配線、配管布設図(ラック、ダクト、ピット)

⑦接地系統図

⑧機器配置図(⑥との共用含む)

⑨工事特記仕様書

(4) 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

(イ)数量計算書(材料)

(ロ)工期算定計算書

(ハ)見積依頼書

(ニ)工事設計書(金抜設計書)

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

また、各分野(土木、建築、電気、機械)にかかる照査についてはその分野について相当な技術経験を有する照査技術者を配置し監督員の承諾を受けなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本設計

(イ)基本条件の確認内容に関する照査

(ロ)検討の方法及びその内容に関する照査

(ハ)土木設計、建築設計(建築機械、建築電気を含む)、機械設計、及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

(2) 詳細設計

- (イ)設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査
- (ロ)各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ)各種設計図の適切性に関する照査
- (ニ)各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。

なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

6.2 実施設計(基本設計)提出図書

- (1)実施設計(基本設計)検討書 A4 判製本 3部
- (2)実施設計(基本設計)図 A3 判折りたたみ製本 3部
- (3)鳥瞰図 A2 判着色仕上額縁入 1部
- (4)鳥瞰図写真 四ツ切カラープリント 3部
- (5)電子成果品 1式

金文字製本とする。

6.3 実施設計(詳細設計)提出図書

- (1)土木建築関係
 - (イ)実施設計(詳細設計)図 A3 判折りたたみ製本 3部
 - (ロ)計算書(数量計算書を除く)A4 又は A3 判製本 3部
 - (ハ)工事特記仕様書(土木) A4 判製本 3部
 - 工事特記仕様書(建築) A3 判折りたたみ製本 3部
- (二)工事設計書 A4 判 原稿
- (2)機械関係
 - (イ)実施設計(詳細設計)図 A3 判折りたたみ製本 3部
 - (ロ)計算書(数量計算書を除く)A4 又は A3 判製本 3部

(ハ)特記仕様書 A4 判製本 3 部

(二)工事設計書 A4 判 原稿

(3)電気関係

(イ)実施設計(詳細設計)図 A3 判折りたたみ製本 3 部

(ロ)計算書(数量計算書を除く)A4 又は A3 判製本 3 部

(ハ)特記仕様書 A4 判製本 3 部

(二)工事設計書 A4 判 原稿

(4)議事録

(5)電子成果品

金文字製本とする。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

(1)発注者の土木工書一般仕様書

(2)発注者の建築工事・建築設備工事一般仕様書

(3)発注者の機械設備工事一般仕様書

(4)発注者の電気設備工事一般仕様書

(5)日本工業規格(JIS)

(6)日本下水道協会規格(SWAS)

(7)電気規格調査会標準規格(EC)

(8)日本電機工業会標準規格(JEM)

(9)日本農業規格(JAS)

(10)日本電線工業会標準規格(JCS)

(11)内線規程(日本電気協会)

(12)下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)

(13)下水道維持管理指針(日本下水道協会)

(14)小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)

- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (16) 下水道施設耐震計算例―処理場・ポンプ場編―(日本下水道協会)
- (17) 水理公式集(土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説―許容応力度設計法―(日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説―許容応力度設計と保有水平耐力―(日本建築学会)
- (21) 鋼構造設計規準―許容応力度設計法―(日本建築学会)
- (22) 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編(日本建築学会)
- (24) 土木C A D製図基準(土木学会)
- (25) 国土交通大臣官房官庁営繕部整備課、設備・環境課監修 建築工事設計図書作成基準、建築設備工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
- (26) JIS ハンドブック 7 機械要素(日本規格協会)
- (27) JIS ハンドブック 19, 20-1、20-2(電気設備Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)(日本規格協会)
- (28) 国土交通省大臣官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通省大臣官庁営繕部設備・環境課 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- (30) 国土交通省大臣官庁営繕部設備・環境課 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- (31) 国土交通大臣官庁技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説、揚排水ポンプ設備設計指針(案) 同解説(河川ポンプ施設技術協会)
- (35) 国土交通省大臣官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- (36) 国土交通省大臣官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (37) 国土交通省大臣官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (38) 国土交通省大臣官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説(公共建築協会)
- (39) 建設大臣官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(公共建築協会)
- (40) 国土交通省大臣官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準(公共建築協会)(全国建設研修センター)
- (41) 国土交通省大臣官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (44) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
- (45) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
- (46) 水門・樋門ゲート設計要領(案)(ダム・堰施設技術協会)

波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託 ポンプ場実施設計業務(基本設計・詳細設計)特記仕様書

第1章 総 則

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「ポンプ場実施設計業務(基本設計・詳細設計)一般仕様書」、の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 名称 令和6年度下工公補第1-1号波瀬川第六排水区ほか6排水区雨水幹線実施設計等(基本)及び波瀬川第六排水区ポンプ場実施設計(基本・詳細)業務委託

(2) 位置 波瀬川第六排水区

(3) 排除方式 分流式

(4) ポンプ場種類 雨水ポンプ場

(5) 能力 5.85m³/秒

3. その他特記事項

(1) 関係機関(国土交通省・地元関係者等)との協議資料(地元説明会資料)の作成については、監督員が指定する期日までに提出し、修正等が生じた場合は速やかに対応し再提出すること。

(2) ポンプ場の配置計画については、令和6年9月までに検討を完了し監督員の承認を得ること。

4. 標準項目内容

(イ) ポンプ場実施設計業務(基本設計)

作業項目		作業内容
基本条件の確認	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成

	設計条件の確認	行政区域、上位計画、処理区域・排水区域、下水道全体計画、ポンプ場・処理場計画等の確認
維持管理基本構想の検討		管理制御方式及び維持管理体制の検討
配置計画の検討		配置計画、配管、配線計画及び施設計画の検討
施設設計		容量計算、形式・機種、主要機器の運転操作方式・計装制御方式及び環境整備計画の検討
水位関係の検討		ポンプ揚程、水利計算及び計画地盤高と施設レベルの検討
施工方式比較検討		工事施工方法、概算コスト比較、必要工期、施工の難易度及び工事公害の検討
基本設計図書作成		建築事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互間を明らかにする実施設計(基本設計)図書の作成
照査		基本条件の確認内容に関する照査 検討の方法及びその内容に関する照査 土木設計、建築設計(建築機械、建築電気を含む)、機械設計及び電気設計の相互関係における整合性に関する照査

(ロ) ポンプ場実施設計業務(詳細設計)

a) 土木設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 構造計算、基礎計算、水理計算、容量計算等の設計条件確認
仮設設計		仮設計算の設計条件確認、仮設計算書、仮設図及び数量計算書の作成
計算	構造	設計計画に基づく構造計算書及び基礎計算書の作成
	機能	設計計画に基づく施設の容量計算書及び水理計算書等の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、一般平面図、水位関係図、構造図

	、詳細図、配筋図、場内整備関連図及び箱抜図等の作成
数量計算書	決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査	設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

b) 建築設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 構造計算、容量計算(換気計算、空調負荷計算、抵抗計算、照度計算、幹線ケーブル計算)等の設計条件の確認
計算	構造	設計計画に基づく建築物の構造計算書の作成
	機能	設計計画に基づく施設の容量計算書(換気計算書、空調負荷計算書、抵抗計算書、照度計算書、幹線ケーブル計算書)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、建築意匠、建築構造図、建築機械設備図、建築電気設備図及び箱抜図等の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

c) 機械設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算(機器能力計算、電動機出力計算、機器荷重計算等)の設計条件の確認
計算機能		設計計画に基づく設備容量計算書(機器能力計算、電動機出力計算書、機器荷重計算書等)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、フローシート、全体配置平面図、配置平面図、配置断面図、配管全体図、水位関係図及び箱抜参考図等の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

d) 電気設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算(機器能力計算、電動機出力計算、機器荷重計算等)の設計条件の確認
計算機能		設計計画に基づく設備容量計算書(機器能力計算、電動機出力計算書、機器荷重計算書等)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、フローシート、全体配置平面図、配置平面図、配置断面図、配管全体図、水位関係図及び箱抜参考図等の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算(短絡容量計算、変圧器容量計算、自家発電容量計、速度制御装置動力計、操作制御電源容量計算、機器発熱量計算、配線・配管サイズ計算書)の設計条件の確認
計算機能		設計計画に基づく設備容量計算書(短絡容量計算書、変圧器容量計算書、自家発電容量計算、速度制御装置動力計算、操作制御電源容量計算書、機器発熱量計算書、配線・配管サイズ計算書等)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、構内一般平面図、単線結線図、主要機器外形図、機能概略説明図、(計装フローシート、監視制御システム系統図)、主要配線・配管系統図、配線・配管布設図、接地系統図及び主要機器配置図の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

<参考>

1.1 ポンプ場実施設計

(1) 設計対象施設

(イ) 基本設計 設計対象水量は、下記注による

	設計対象水量 (m ³ /秒)	対象工種			
		土木設計	建築設計	機械設計	電気設計
基本設計	5.85	◎	◎	◎	◎

(ロ) 詳細設計 設計対象水量及び設計範囲は、下記注による

工種	土木設計		建築設計		機械設計		電気設計	
	設計対象水量	設計範囲	設計対象水量	設計範囲	設計対象水量	設計範囲	設計対象水量	設計範囲

設計対象施設	(m3/秒)		(m3/秒)		(m3/秒)		(m3/秒)	
流入きよ	5.85	◎	---	---	5.85	◎	5.85	◎
ポンプ室	5.85	◎	5.85	◎	5.85	◎	5.85	◎
流出きよ	5.85	◎	---	---	5.85	◎	5.85	◎
吐口	5.85	◎	---	---	---	---	---	---

(注)

1 設計対象水量は

①分流式下水道

雨水ポンプ場は、雨天時計画雨水量

2 設計範囲 (例)

◎：図面、数量を含むすべて

○：図面まで

△：数量計算のみ

(2)必要度合(度合率)

別紙設計業務内訳のとおり

(3)補正

(イ)基本設計

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	有

(ロ)詳細設計

設計対象施設名	補正項目	有・無
流入きよ	設計対象水量に係る補正	有
ポンプ室	設計対象水量に係る補正	有
	杭基礎に係る補正	有
流出きよ	設計対象水量に係る補正	有
吐口	設計対象水量に係る補正	有

第2章 特記事項

基本・詳細設計を進めるにあたり、貸与する一志地域の全体計画、事業計画の策定業務委託の成果を精査した後、一志地域における排水計画等について、河川管理者（国土交通省）との協議資料を作成し同意を得ること。

特記仕様書 (測量業務条件一覧表)

No.1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ア 適用基準等	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 測量業務共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和5年11月) ☒ 三重県公共測量作業規程 (作業規程の準則 (平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号、令和2年国土交通省告示第461号及び令和5年国土交通省告示第250号により一部改正) 準用) ☒ 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 ☐ 三重県土地改良事業測量作業規程 (農林水産省農村振興局測量作業規程準用) ☐ その他 ()	
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に測量作業計画書 (作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。) を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ 本測量作業に使用する主要機器 (トータルステーション、トラフシット、レベル、光波測距儀等) については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 ☒ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 (☒ 既設の基準点 (1～4等三角点又は1～3級基準点) ☐ 任意の基準点 ☐ 他業務において設置されている基準点) とする。 ☐ その他 ()	
ウ 成果の提出	☒ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものでない場合は除外する。 ☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、(☒ 3部 ☐ () 部) とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。() ☒ 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易フレイメル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 ☒ その他 (電子データをCD-R等で1部提出すること)	
エ 工程関係	☐ 別述業務との工程調整の必要あり (別述業務名) ☐ 関係機関との協議の必要あり (別述資料作成必要あり) ☐ その他 ()	
オ 打合せ等	☐ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☐ 業務着手時 ☐ 中間打合せ () 回 ☐ 成果品納入時 ☐ 関係機関協議資料作成 () 機関 ☐ 関係機関打合せ協議 () 機関	
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 () ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	
キ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 ☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他 ()	
ク その他		

- (注)
- 上記受託業務、事項、条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 ☐ 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） ☐ その他（ ）	
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）	
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ コアの提出（ ☒ 要 ☐ 否 ☐ 契約後指示） ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とし）を1部提出する。 ☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり。 （検定及び登録機関：一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） 検定料金は、（ ☐ A検定 ☐ B検定 ）により費用を計上。 ※受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。 ☒ その他（電子データをCD-R等で1部提出すること）	
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名（ ）） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり（ ）） ☐ その他（ ）	
オ 打合せ等	☐ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☐ 業務着手時（ ）回 ☐ 中間打合せ（ ）回 ☐ 成果品納入時（ ）回 ☐ 関係機関協議資料作成（ ）機関 ☐ 関係機関打合せ協議（ ）機関	
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	
キ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合蔵にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。	
ク その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 支援技術者 1. 本業務は現場における現場技術業務を（例示ー（公財）三重県建設技術センター）に委託している中で、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☐ その他	

(注) 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ア 適用図書	☒	設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和5年11月) ☒ 三重県公共工事共通仕様書 (三重県) 【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和5年11月) ☒ その他 (上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後を適用する。)
イ 業務計画等	☒	契約締結後 14 日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ その他 (毎月、業務の進捗状況を監督員に書面にて、報告すること。)
ウ 成果の提出	☒	電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、(☒ 3 部 () 部) とする。 ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。(ポンプ場の配置計画については、令和6年9月までに検討を完了し監督員の承認を得ること) ☒ 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 ☒ その他 (電子データをCD-R等で1部提出すること)
エ 工程関係	☐	別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:) ☒ 関係機関との協議の必要あり(国土交通省・地元関係者等)別途資料作成必要あり) ☐ その他 ()
オ 管理技術者の要件	☒	管理技術者は、(☒ 下記の者 () 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 上下水道 部門 下水道 科目、 () 部門・科目を問わない) 又は (☒ 総合技術監理部門 下水道 科目、 () 部門・科目を問わない) ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☐ R C C M の資格保持者 (() 部門、 () 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目		明示事項 (条件及び内容)	
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()	
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☒ 下記の者 ☐ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 上下水道 部門 下水道 科目、 ☐ 部門・科目を問わない) 又は (☒ 総合技術監理部門 下水道 科目、 ☐ 部門・科目を問わない) ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☐ R C C Mの資格保持者 (☐ 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他 ()	
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (令和4年3月版)) ☒ その他 (下水道管きよ設計・積算チェックリスト)	
キ	打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ 別紙設計業務内訳のとおりに ☒ 成果品納入時 ☒ 関係機関打合せ協議 (1) 機関(国土交通省) 業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については (☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。	
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (その他の記載のとおりに) ☒ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.3

明示項目		明示事項 (条件及び内容)	
ケ	業務条件	☒	業務条件は下記のとおりとする。
		☒	電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☒	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☒	その他 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 ①令和元年度河川担当第1－1号一志地域公共下水道事業全体計画(雨水)策定業務委託成果 ②令和5年度下工公担補第1－3号中勢沿岸流域関連津市特定環境保全公共下水道(松阪処理区)事業計画図書他作成業務委託成果
		☒	その他 配置技術者は、次のとおりとする。 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、資格を有する施設の業務を行う場合、建築士法(昭和25年法律第202号)一級建築士の資格を有する者を配置しなければならない。 技術者及び資格者は着手届に資格証の写し及び雇用関係のわかる書類を添付すること。 (建築にかかると業務(配置技術者)については、再委託は認めない。)

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関し行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いとするものとする。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 0 4 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。